

令和7年3月11日

報道関係各位

生駒市消防本部

消防職員への懲戒処分の発令について

このことについて、令和7年3月11日付けで下記のとおり懲戒処分を発令しましたので、お知らせします。

記

- 1 被処分者 消防署南分署 係長・消防司令補 51歳 男性
(非違行為当時の所属は、消防署北分署)
- 2 処分内容 懲戒処分 減給3か月(10分の1)
- 3 処分発令日 令和7年3月11日
(適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)
- 4 事案の内容
被処分者が部下職員に対して、優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、身体的及び精神的なストレスを与えるとともに、就業環境を害した事実により、以下の行為をパワー・ハラスメントと認めた。
(1) 令和元年度から令和3年度にかけて、部下職員に対して、救急車で出動のたびに罵詈雑言を浴びせた。
(2) 令和元年10月ごろ、幹部と同僚の前で、被処分者の部下職員であることに対する不満を直訴した。
(3) 令和2年2月ごろ、部下職員を掃除用具入れに鍵をかけて閉じ込めた。
(4) 令和2年2月ごろ、部下職員が体調不良で休んだ翌日、帽子を取って謝罪しなかったことに怒り、足を蹴った。
- 5 管理監督者の処分
当時の所属における直属の上司であった5名を戒告処分とする。
消防本部予防課 課長・消防司令長 56歳 男性
消防本部警防課 課長・消防司令長 57歳 男性
消防署 署補佐・消防司令 50歳 男性(2名)
消防本部警防課 係長・消防司令補 57歳 男性
- 6 再発防止策・見解
このたびの不祥事について、全体の奉仕者たる公務員として、また市民の安全安心を守る消防職員としてあるまじき行為であり、消防に対する信頼を著しく損なうことに対して市民の皆様には深くお詫び申し上げます。
本市消防行政の信頼回復に向けて、外部講師による研修、職場内ミーティングでの意見交換、不祥事防止セルフチェック、所属長による個人面談などを改めて見直したうえで継続して実施いたします。これらのハラスメント防止の取組みにより、職員の服務規律の確保を徹底し、良好な職場環境づくりを目指して全力で取り組んでまいります。

【問合せ】 生駒市消防本部総務課 担当：松井、黒田
(電話 0743-73-0119、内線 200)